

令和８年度特別免許状の出願について

特別免許状とは、教員免許状は持っていないが、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状です。

授与対象者は、教職課程を経ていないながらも、学校の教員として学校教育に貢献することのできる優れた知識経験等を有する者となります。

特別免許状の授与希望がある場合は、任命者又は雇用者（雇用者は学校の設置者に限る）が下記に従い手続きを行ってください。

○出願前の手続き（事前相談）

特別免許状授与の希望がある場合は、事前相談を受付けますので、任命者又は雇用者が、出願者の略歴等（任意様式）を作成し、義務教育課へ郵送又は持参により提出してください。

受付期間：令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月３０日（金）

○出願の手続き

事前相談後、授与の見込みがあると判断される方には、後ほど様式をお渡ししますので、下記出願期間中に出願書類（教育職員検定願）を提出してください。

出願期間：令和８年１０月２６日（月）～令和８年１１月２７日（金）

○審査の手続き

「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する審査基準」（令和６年１０月１５日 香川県教育委員会）に基づき書面審査及び面接を行います。（面接の日程については、別途通知します。）

○免許授与

前述検定に合格した者について、授与願の提出により免許状を授与します。（令和８年度中）

* 参考資料

- ・「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する審査基準」
（令和６年１０月１５日 香川県教育委員会）
- ・「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」
（令和６年５月８日 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）
- ・「学校における外部専門人材の活用について（特別免許状及び特別非常勤講師制度）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1326555.htm（文部科学省 HP）
- ▶「特別免許状等の活用に関する事例集」（文部科学省）

【提出・連絡先】 〒７６０－８５８２

高松市天神前６番１号 天神前分庁舎 ８階

香川県教育委員会事務局義務教育課 総務・免許グループ

TEL ０８７－８３２－３７４４

(作 成 例)

出 願 者 の 略 歴 等

出 願 者 氏 名	天神 太郎	生年月日	年 月 日 (歳)
現 住 所	高松市〇〇〇		

出 願 免 許 状	高等学校教諭特別免許状 外国語 (英語)
任命者又は 雇用者	〇〇〇
採用予定学校	〇〇高等学校
授業予定内容	
略 歴	(学 歴) 平成 〇年 3 月 香川県立〇〇高等学校普通科 卒業 平成 〇年 3 月 〇〇大学△△学部△△学科 卒業 (職 歴) 平成〇〇年 4 月～平成 〇〇年 3 月 株式会社△△ 〇〇課 職務内容：〇〇 平成〇〇年 4 月～平成 〇〇年 3 月 △△学校 特別非常勤講師 教授内容：英会話 平成〇〇年 9 月～現在 〇〇学校 特別非常勤講師 教授内容：英会話
資 格	英検〇級 平成 年 月取得 TOEIC 〇〇点 平成 年 月取得
そ の 他	

担当者名

連絡先